

公益信託地球環境日本基金

平成 30 年度（2018 年度）募集要項

1. 助成の目的

開発途上地域における環境保全に寄与する各種事業に助成を行なうことにより、我が国が地球環境の保全に貢献することを目的とする。

2. 助成対象

助成対象は、つぎの事業を行なう団体もしくは個人。（継続して 3 年を超えないもの）

- (1) 開発途上地域における地球環境の保全に資する調査・研究事業
- (2) 開発途上地域における地球環境の保全に資する情報・知識の普及に関する事業（国際協力に関する活動等を含む）
- (3) 開発途上地域における地球環境保全に資する植林、森林保護、野生生物保護（生物多様性の保全に資するものも含む）、砂漠化防止等の事業

3. 助成金交付予定額

- ・総額 1,600 万円を交付予定。（助成対象件数 10 件程度）

うち 1,030 万円は野生生物保護（生物多様性の保全に資するものも含む）、森林保護、砂漠化防止に特定して交付します。

助成金は、機材、消耗品、旅費等事業推進に直接必要な経費に充当するものとします。

4. 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入し、郵送とメールの双方で下記運営協力機関へ提出して下さい。

団体・個人を問わず極力事前に運営協力機関へ助成期間等ご不明な点をご照会ください。

※申請書用紙は、下記運営協力機関のホームページからダウンロードして下さい。

URL：http://www.gef.or.jp/activity/another_group/fund/

※複数年（3 年まで）の申請が可能です。2,3 年目の事業申請を優先的に認めます。

（個人申請は対象外です。）

※複数年申請の 2,3 年目については、報告書の提出→申請書の提出→年度終了時の審査の流れで正式に決定しますので、3 年間の助成を必ずしも保証するものではありません。

※単年度の申請の場合は様式 1-1 を使用する。助成希望金額は 1 年目のみ記入。

※複数年申請の場合は、初年度は様式 1-1、2 年目は様式 1-2、3 年目(最終年度)は様式

1-3 を使用する。

※申請内容は申請書 2 ページ以内（両面印刷 1 枚分）にまとめてご提出下さい。

なお、助成金の支給が決定した場合の振込口座を申請時にお届けいただきますので

様式 1 - 4 を提出して下さい。複数年度申請の 2 年目以降も提出して下さい。

※郵送する申請書には捺印をしてお送り下さい。

※応募書類は返却しません。

5. 送付先

郵送：〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-17-3 蔵前インテリジェントビル 8 階

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム（担当：飯沼、瀬戸）

Eメール： jtge@gef.or.jp ※件名に「地球環境日本基金応募（団体名）」と記入。

6. 申請締切日

平成 30 年 5 月 21 日（月）（当日必着）

7. 審査方法及び通知

当公益信託の運営委員会で審査のうえ採否を決定し、結果は平成 30 年 7 月下旬頃に事務局（受託者）より通知します。

8. 助成金の給付について

助成金決定通知により示します。

※なお、振込口座は国内の金融機関に限ります。

9. お問い合わせ先

<運営協力機関>

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-17-3 蔵前インテリジェントビル 8 階

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム（担当：飯沼、瀬戸）

TEL：03-5825-9735

WEB サイト：http://www.gef.or.jp/activity/another_group/fund/

<受託者>

〒105-8574 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 個人資産受託業務部 公益信託グループ

TEL：03-5232-8910

以上

公益信託地球環境日本基金

ご 参 考

※※※助成先選考の基本的な考え方※※※

基本的には、助成金交付予定額の範囲で可能な限り多くの案件に対する助成を実施するが、選考にあたっては、下記の様な留意点を設け選考を行う。

I. 事業目的及び見込まれる成果が明確であること。

(例)

- ・申請事業がイベントの開催のみ、あるいは出版活動のみのももの等については後順位となる。
- ・事業の実施内容が日本国内のみに限られているものは後順位となる。
- ・事業実施の確実性が担保されていること。例えば政治情勢等で事業実施が困難となる可能性のあるもの等は後順位となる。
- ・申請団体が実際に事業実施に積極的に関わっていること。例えば申請団体が単なる資金獲得の窓口になっているだけの場合等は後順位となる。
- ・申請事業が環境保全に深い関わりがあったとしても、具体的な事業内容が授産事業主体の場合や、奨学金支給等社会的支援側面が強いものは後順位となる。

II. 当基金からの助成金が事業の実施に欠かせないものであること。

(例)

- ・申請事業にすでに他の助成機関からの助成が決定しているものは後順位となる場合がある。
- ・当基金への助成申請額を上回る助成金額を他の助成機関から得ている場合は、後順位となる。
- ・大学法人や独立行政法人など財務基盤の安定している法人や団体ならびにその所属研究者からの申請は、後順位となる。

III. 継続申請事業への対応

(例)

- ・継続申請事業については、事業の継続性への配慮から引き続き採択することとするが、前年度事業の成果が明確でない場合や十分な活動報告がされない場合は、後順位となる。

IV. 助成金の使途が当基金の目的に合致するとともにバランスがとれていること。

(例)

- ・活動地域までの渡航関連経費が助成申請額の中に占める割合が著しく高いものは後順位とする場合がある。

V. 過去に当基金からの一定以上の助成実績がある団体からの申請については、後順位となる場合がある。 以上